

## 再意見書

平成 19 年 6 月 6 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年4月19日付け情審通第44号で公告された省令案に関し、別紙の通り再意見を提出します。

はじめに、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見の公表及び再意見の募集」に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いいたします。

該当規定	意見提出者	該当部分	再意見
接続料規則第 14 条第 4 項(スタックテストの根拠規定)	日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」。)/東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>FTTH 等のブロードバンドサービスは、需要の立ち上げ期にあり、また現実に熾烈な設備ベースの競争があって、当社はその対抗上、普及促進・競争対抗的な料金設定をせざるを得ず、ユーザ料金は市場で決定されている状況にあります。</li> <li>一方、接続料は、適正な原価を回収できるように設定することが基本原則であるため、ユーザ料金と接続料は、それぞれ別の観点から設定しているものであり、両者は切り分けて考えるべきであると考えます。</li> <li>仮にスタックテストを満たさないことを理由に、現実のコスト以下での接続料の設定を強制するとすれば、NTT 東西に自らの事業だけでなく、設備投資をしない競争事業者の事業に係る投資リスク(初期赤字)まで負わせる一方で、設備投資をしない競争事業者は自らの事業に係る投資リスクを(初期赤字)を負わないで済むこととなります。このような仕組みは、事実上、NTT 東西が設備投資をしない競争事業者に補助金を支給することにほかならず、競争中立的でないばかりか、健全な設備競争の芽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続料の適正性の検証を行うためには、スタックテスト等による多角的な検証が不可欠であり、今回、接続料規則を改正し、スタックテストを接続料金検証の際の必要なプロセスの一つとして明文化されることは適切であると考えます。</li> <li>また、第一種指定電気通信設備に係る接続料は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものである必要があり、スタックテストを含む認可の審査の結果、接続料に問題があると判明した場合は、その算定方法について見直しが行われることは必要不可欠な措置であると考えます。</li> <li>なお、消費者利便の最大化のためには、サービス競争と設備競争の両方の推進が必要というのが弊社の基本的な認識です。その際、特に加入者回線部分については、実質的に NTT 東西しか設備設置が可能でない点や、過剰な重複投資を抑制するといった国民経済性の観点から、NTT 東西の有するボトルネック設備の開放を前提とした競争環境の構</li> </ul>

該当規定	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>を摘むことになると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省令に則り適正な原価に基づき接続料算定して認可申請していたにもかかわらず、スタックテストの要件を満たさないことを理由に当該接続料の設定が認められず、例えば将来原価方式等、別の算定方法や算定期間で接続料を設定することを強いられるとすれば、省令上、接続料の算定方法や算定期間は事業者が選択できるとされていること(接続料規則第8条第2項ただし書)と相反することになるため、不適切であると考えます。</li> </ul>	<p>築が必要であると考えます。</p>
	<p>西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でないと考えます。仮に、省令に何らかの規定を行うにしても、改正案のように原価主義という基本原則と並列的に規定するのではなく、接続料の妥当性をチェックするための付加的な規定に過ぎないことを明確にしていきたいと考えます。</li> </ul>	
<p>接続料規則第12条の2第1号(将来原価方式を採用した場合の調整額)</p>	<p>NTT 持株/NTT 東日本/NTT 西日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来原価方式の接続料についても全て、今回の改正に合わせ、予測と実績のかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入して算定するように見直すべきと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の省令改正は、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(H19.3.30付情報通信審議会答申)(以下、「答申」。)にもあるとおり、現在実施されている事後精算制度の廃止に伴う措置であり、現在事後精算制度の適用がない将来原価方式の接続料に対して調整を行うことは適当でないと考えます。</li> </ul>

該当規定	意見提出者	該当部分	再意見
	NTT 持株/NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己資本利益率を変更することは、以下の理由から不適切であり、実施すべきではないと考えます。</li> <li>①自己資本利益率は、投下した資本で行う事業のリスクに見合った期待利益率であり、精算の有無によって変動するものではないこと。</li> <li>②また、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあり、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の見直しによって、事業リスク自体が変わるわけではないこと。</li> <li>③これまで自己資本利益率は、1/2 のタイムラグ精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、予測トラヒックにより設定し事後精算を行わないLRICも同じ水準に設定されており、投下資本の回収リスクについては、特定の精算方式に関わらず同一に設定していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の事後精算制度の廃止に伴い、NTT 東西は、最終的に実績費用の全額回収が可能となるため、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなるものと考えます。</li> <li>● このため、事後精算制度の廃止に伴い新たに接続料を算定する際に用いられる自己資本利益率は、リスクフリーレート等の低廉な水準に見直されるべきと考えます。</li> </ul>
	NTT 西日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己資本利益率の算定方法を変更することは、以下の理由から不適切であるため、実施すべきでないと考えます。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあるた</p>	

該当規定	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>め、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の見直しによって、当社の事業リスク自体が軽減される訳ではないこと。</p>	
<p>事業法施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号</p>	<p>NTT 持株/NTT 東日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱利用に係るルールは、接続ルールとして施行規則に規定するのではなく、電柱に係る全ての利害関係者に適用される「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込むべきであると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申において、「円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)を改正し、NTT 東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。」とされているところであり、NTT 東西の電柱利用に係るルールを「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」ではなく、電気通信事業法施行規則において整備することは適切であると考えます。</li> </ul>
	<p>NTT 西日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱利用者間の利用の公平性を確保しつつ、全ての電柱における添架環境の更なる整備を図るためには、本来の対処策、即ち、電柱に係る全ての利害関係者に適用される「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正による対処を指向すべきと考えます。</li> </ul>	

以上